

## 「大阪市地域福祉推進指針」の策定について

### 1 これまでの本市での取り組み

だれもが自分らしく安心して暮らせる地域づくりをめざして、本市では、平成16年3月に策定した「大阪市地域福祉計画」に基づき、地域に関わるすべての人の支え合いにより地域福祉を推進するために必要なしくみづくりを進めてきた。

また、各区においては、「地域福祉アクションプラン」を策定し、住民主体で地域の生活課題の解決を図っていこうとする地域福祉力を向上させ、福祉コミュニティの実現に結び付けていく取組みを推進している。

第1期 大阪市地域福祉計画（平成16年度～20年度）

第2期 大阪市地域福祉計画（平成21年度～23年度）

#### 地域福祉計画

社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

### 2 「地域福祉計画」から「地域福祉推進指針」へ

平成24年度からは、「市政改革プラン」による「新しい住民自治の実現」に向けた新しい区政運営に向けて、改革を進めているところであり、地域福祉の分野においても、各区の実情に応じて主体的な区政運営を行うために、大阪府域を単位とした1つの「計画」として策定せず、区の特徴ある地域福祉の取組みを推進するために、「大阪市地域福祉推進指針」を策定することとした。

### 3 「大阪市地域福祉推進指針」とは

(記載内容) すべての地域福祉の担い手が、各々の取り組みを協力して進めていくにあたって、目指すべき方向性や取り組むべき課題、大事にしてほしい考え方等を記載

(推進主体) すべての区民、団体、事業者、行政機関等

(取組期間) 平成 24 年度から「大阪にふさわしい自治の仕組みづくり」ができるまでの期間

- ・ 地域福祉推進会議の開催 (平成 24 年 4 月～6 月)

研究部会 3 回 本会議 1 回

→ 第 3 期計画検討時の内容も踏まえ、素案のとりまとめ

### 4 「大阪市地域福祉推進指針」の内容と今後の策定スケジュールについて

- ・ 「大阪市地域福祉推進指針 (素案)」 (冊子)
- ・ 「大阪市地域福祉推進指針 (概要)」 (別紙 1)
- ・ パブリックコメント実施の結果について (別紙 2)

今後の取り扱い → コメントに対する本市の考え方をまとめ、一部修正のうえ、12 月末をめどに公表していく予定。

### 5 今後の方針

今後は各区長のマネジメントのもと、各区の実情に応じた地域福祉を推進していくとともに、地域福祉アクションプランを将来の各区における「地域福祉計画」策定へと発展させることが可能となるよう、当面局から区への後方支援を引き続き行っていく。